

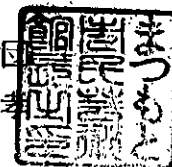
令和元年 5月20日

新しい歴史教科書をつくる会 様

(指定管理者)

(一財)松本市芸術文化振興財団

まつもと市民芸術館支配人 中澤 孝



このたび藤岡信勝様、藤木俊一様、山本優美子様からいただきました「質問状および申入書」について、お答えします。

当館としては、条例に基づいて適正に利用許可をしており、個別の作品の内容について言及する立場にございません。

また、まつもと市民芸術館条例第15条は「許可のない」行為を禁止しているものであり、今回の利用申請内容については問題ないと判断しております。

(一財)松本市芸術文化振興財団 まつもと市民芸術館
担当 事務長 山岸 尚志 係長 上條 仁
電話 0263-33-3800 FAX 0263-33-3830
E-mail : mpac@mpac.jp